

約款改定のご案内

ご加入いただいたプランにより適用の保険約款および特約が異なります。

お手元の加入者証または継続契約内容証明（継続証）に記載の「保険の種類」「付帯される特約」をご確認のうえ、ご覧ください。

1. 普通傷害保険 改定内容	2
2. 交通事故傷害保険 改定内容	5
3. ファミリー交通傷害保険 改定内容	8
4. 家族傷害保険 改定内容	12
5. （共通）賠償責任危険補償特約 改定内容	14

1. 普通傷害保険 改定内容

改定項目		改定内容	改定項目・内容が同様に反映される特約
用語の定義	「親族」の項目を新設します。 「配偶者」に同性パートナーを含めることを規定します。	傷害保険普通保険約款 第1条（用語の定義） <u>親族 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。</u> 配偶者 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および <u>戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者</u> を含みます。	
「危険ドラッグ」の明確化	麻薬等に危険ドラッグ（指定薬物）も含むものとして明確化します。	傷害保険普通保険約款 第3条（保険金を支払わない場合－その1） （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。 ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、 <u>指定薬物（注4）</u> 等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 <u>（注4）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。</u>	・疾病入院保険金支払特約 第3条（1）④ ・自然災害親族救援費用補償特約 第4条（1）④ウ. ・介護一時保険金支払特約 第3条④、⑤ウ.
通院（みなし通院）の見直し	「みなし通院」におけるギプス等の定義を明確化し、保険	傷害保険普通保険約款 第8条（通院保険金の支払）	

<p>し</p>	<p>金のお支払い対象外となる固定具（サポーター、テーピング等）を明記します。</p> <p>※自賠責保険・自動車保険における取扱いと同じになります。</p>	<p>(2) <u>(1)の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注2)を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注3)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注2)装着により固定していることが確認できる場合に限り。</u></p> <p>① 長管骨(注4)または脊柱</p> <p>② 長管骨(注4)に接続する3大関節部分(注5)</p> <p>③ 肋骨^{ろっ}または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限り。</p> <p>④ 顎骨^{あご}または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り。</p> <p>(注2) <u>ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨^{たい}骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限り。)</u> およびハローベストをいいます。</p>	
----------	---	---	--

		<p><u>(注3) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。</u></p> <p><u>(注4) 上肢の上腕骨、^{とう}橈骨および尺骨ならびに下肢の大</u></p> <p><u>腿骨、^{たい}脛骨および^{けい}腓骨をいいます。</u></p> <p><u>(注5) 上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。</u></p>	
災害対策基本法等の改正対応	「避難勧告等」の用語を「避難指示等」に改めます。	<p>自然災害入院一時保険金支払特約 第1条（用語の定義）</p> <p>避難<u>指示</u>等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条（市町村長の避難の指示等）もしくは第61条（警察官等の避難の指示）、水防法（昭和24年法律第193号）第29条（立退きの指示）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条（立退の指示）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条（避難等の措置）またはこれらと同様のその他の法令に基づく避難のための立退き<u>または緊急安全確保措置の</u>指示をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害避難一時保険金支払特約第1条 ・自然災害親族救援費用補償特約第1条

2. 交通事故傷害保険 改定内容

改定項目		改定内容				
用語の定義	<p>「親族」の項目を新設します。</p> <p>「配偶者」に同性パートナーを含めることを規定します。</p>	<p>交通事故保険普通保険約款</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p><u>親族 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。</u></p> <p>配偶者 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者<u>および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者</u>を含みます。</p>				
「危険ドラッグ」の明確化	<p>麻薬等に危険ドラッグ（指定薬物）も含むものとして明確化します。</p>	<p>交通事故保険普通保険約款</p> <p>第3条（保険金を支払わない場合－その1）</p> <p>（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、<u>指定薬物（注4）</u>等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p><u>（注4）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。</u></p>				
交通乗用具の範囲の整理	<p>「ガイドウェイバス」を交通乗用具の範囲に追加します。</p> <p>「原動機付自転車」に「一般原動機付自転車」および「特定小型原動機付自転車」のいずれも含まれる旨明確化します。</p>	<p>交通事故保険普通保険約款</p> <p>第5条（交通乗用具の範囲）</p> <p>この約款において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>交通乗用具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軌道上を走行する陸上の乗用具</td> <td> 自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、<u>ガイドウェイバス</u> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	交通乗用具	軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、 <u>ガイドウェイバス</u>
分類	交通乗用具					
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、 <u>ガイドウェイバス</u>					

	<p>「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」を交通乗用具の範囲に追加します。</p> <p>「身体障害者用の車椅子」を「身体障害者用の車」に表現を改めます。</p> <p>交通乗用具の除外規定の対象から、電動キックボードを除外します。</p>		<p>(注 1) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p> <p><u>(注 2) ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。</u></p>
		軌道を有しない陸上の乗用具	<p>自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車 <u>(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)</u>、<u>移動用小型車、遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものに限ります。)</u>、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用の<u>車</u>、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。)</p> <p>(注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、<u>原動機を用いない</u>キックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。</p>
通院（みなし通院）の見直し	「みなし通院」におけるギプス等の定義を明確化し、保険金のお支払い対象外となる固定具（サポーター、テーピング等）を明記します。	交通事故保険普通保険約款 第9条（通院保険金の支払）	(2) <u>(1) の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注 2）を常時装着したときには、その装着日数を含み</u>

	<p>※自賠責保険・自動車保険における取扱いと同じになります。</p>	<p>ます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注3）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注2）装着により固定していることが確認できる場合に限りま。</p> <p>① 長管骨（注4）または脊柱</p> <p>② 長管骨（注4）に接続する3大関節部分（注5）</p> <p>③ 肋骨^{ろっ}または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りま。</p> <p>④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りま。</p> <p>（注2）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りま。） 線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りま。）およびハローベストをいいます。</p> <p>（注3）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りま。</p> <p>（注4）上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。</p> <p>（注5）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。</p>
--	-------------------------------------	--

3. ファミリー交通傷害保険 改定内容

改定項目		改定内容				
用語の定義	<p>「親族」の項目を新設します。</p> <p>「配偶者」に同性パートナーを含めることを規定します。</p>	<p>ファミリー交通傷害保険普通保険約款</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p><u>親族 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。</u></p> <p>配偶者 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および<u>戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者</u>を含みます。</p>				
「危険ドラッグ」の明確化	<p>麻薬等に危険ドラッグ（指定薬物）も含むものとして明確化します。</p>	<p>ファミリー交通傷害保険普通保険約款</p> <p>第3条（保険金を支払わない場合－その1）</p> <p>（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、<u>指定薬物（注3）</u>等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p><u>（注3）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。</u></p>				
交通乗用具の範囲の整理	<p>「ガイドウェイバス」を交通乗用具の範囲に追加します。</p> <p>「原動機付自転車」に「一般原動機付自転車」および「特定小型原動機付自転車」</p>	<p>ファミリー交通傷害保険普通保険約款</p> <p>第5条（交通乗用具の範囲）</p> <p>この約款において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>交通乗用具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軌道上を走行する</td> <td>自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー</td> </tr> </tbody> </table>	分類	交通乗用具	軌道上を走行する	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー
分類	交通乗用具					
軌道上を走行する	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー					

	<p>のいずれも含まれる旨明確化します。</p> <p>「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」を交通乗用具の範囲に追加します。</p> <p>「身体障害者用の車椅子」を「身体障害者用の車」に表現を改めます。</p> <p>交通乗用具の除外規定の対象から、電動キックボードを除外します。</p>	<p>陸上の乗用具</p>	<p>一、ロープウェー、いす付リフト、<u>ガイドウェイバス</u></p> <p>(注1) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p> <p><u>(注2) ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。</u></p>	
		<p>軌道を有しない陸上の乗用具</p>	<p>自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車（<u>一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。</u>）、<u>移動用小型車、遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものに限ります。）</u>、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用の<u>車</u>、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。）</p> <p>(注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使</p>	

				用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、 <u>原動機を用いない</u> キックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。	
			空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーン）	
				（注）ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。	
			水上の乗用具	船舶（ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）およびボートを含みます。）	
				（注）幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。	
			その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道	
				（注）立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。	
通院（みなし通院）の見直し	「みなし通院」におけるギプス等の定義を明確化し、保険金のお支払い対象外となる固定具（サポーター、テーピング等）を明記します。 ※自賠責保険・自動車保険における取扱	ファミリー交通傷害保険普通保険約款 第10条（通院保険金の支払）	（2） <u>（1）の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注2）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、その被保険者以外の医師の指示による固定であること（注3）、かつ、診断</u>		

<p>いと同じになります。</p>	<p><u>書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注2）装着により固定していることが確認できる場合に限り。</u></p> <p>① <u>長管骨（注4）または脊柱</u></p> <p>② <u>長管骨（注4）に接続する3大関節部分（注5）</u></p> <p>③ <u>肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限り。</u></p> <p>④ <u>顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り。</u></p> <p><u>（注2）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限り。）およびハローベストをいいます。</u></p> <p><u>（注3）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限り。</u></p> <p><u>（注4）上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。</u></p> <p><u>（注5）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。</u></p>
-------------------	---

4. 家族傷害保険 改定内容

改定項目		改定内容
用語の定義	<p>「親族」の項目を新設します。</p> <p>「配偶者」に同性パートナーを含めることを規定します。</p>	<p>家族傷害保険普通保険約款</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p><u>親族 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。</u></p> <p>配偶者 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者<u>および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者</u>を含みます。</p>
「危険ドラッグ」の明確化	<p>麻薬等に危険ドラッグ（指定薬物）も含むものとして明確化します。</p>	<p>家族傷害保険普通保険約款</p> <p>第3条（保険金を支払わない場合－その1）</p> <p>（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、<u>指定薬物（注3）</u>等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p><u>（注3）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。</u></p>
通院（みなし通院）の見直し	<p>「みなし通院」におけるギプス等の定義を明確化し、保険金のお支払い対象外となる固定具（サポーター、テーピング等）を明記します。</p> <p>※自賠責保険・自動車保険における取扱</p>	<p>家族傷害保険普通保険約款</p> <p>第9条（通院保険金の支払）</p> <p>（2）<u>（1）の日数には被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注2）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。</u></p> <p><u>ただし、その被保険者以外の医師の指示による固定であること（注3）、かつ、診断書、</u></p>

<p>いと同じになります。</p>	<p><u>診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注２）装着により固定していることが確認できる場合に限りま</u>す。</p> <p>① 長管骨（注４）または脊柱</p> <p>② 長管骨（注４）に接続する３大関節部分（注５）</p> <p>③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りま</p> <p>④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りま</p> <p>す。</p> <p>（注２）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、 創外固定器、P T Bキャスト、P T Bブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りま</p> <p>す。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りま</p> <p>す。）、およびハローベストをいいます。</p> <p>（注３）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りま</p> <p>す。</p> <p>（注４）上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。</p> <p>（注５）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。</p>
-------------------	---

5. (共通) 賠償責任危険補償特約 改定内容

改定項目		改定内容
住宅の定義等の見直し	「居住の用に供される保険証券記載の住宅」から「被保険者の居住の用に供される住宅」に見直します。	<p>第1条（用語の定義）</p> <p><u>住宅 被保険者の居住の用に供される住宅（注1）</u>をいい、敷地内（注2）の動産および不動産を含みます。</p> <p><u>（注1）別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。</u></p> <p><u>（注2） 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供されている住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。</u></p>
運行不能賠償の追加	他人の財物の損壊を伴わない電車等の運行不能について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償に追加します。	<p>第2条（保険金を支払う場合）</p> <p><u>（1）</u>当社は、被保険者が、日本国内において生じた事故により、他人の身体の障害、他人の財物（注1）の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具（注2）の運行不能（注3）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、個人賠償責任保険金を支払います。</p>
補償対象に受託品を追加	他人から預かって管理している受託品の損壊について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償に追加します。	<p>第1条（用語の定義）</p> <p><u>受託品 被保険者が日本国内において正当な権利を有する者から受託した財物のうち、被保険者が管理するものをいいます。</u></p> <p>第2条（保険金を支払う場合）</p> <p><u>（2）</u>当社は、被保険者が管理する財物で（3）に規定する受託品が、日本国内において生じた事故により損壊または盗取されたことについて、被保険者が受託品について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、個人賠償責任保険金を支払います。</p>

		<p><u>(3) この特約において受託品は、被保険者が日本国内において受託した財物のうち、次に規定する物を除いたものとします。</u></p> <p><u>具体的な除外する物については、保険約款をご確認ください。</u></p> <p>第5条（保険金を支払わない場合－その2）</p> <p><u>当社は、第2条（保険金を支払う場合）（2）に規定する損害について、次のいずれかに該当する損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。</u></p> <p><u>具体的な該当する損害については、保険約款をご確認ください。</u></p> <p>第8条（事故の発生）</p> <p>（1）保険事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。</p> <p>① 損害の発生および拡大の防止に努めること。</p> <p><u>② 盗難による損害が発生した場合は、ただちに警察署へ届け出ること。</u></p>
--	--	---